2 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1.	今回	のあっ	っせん	连0	つ概要
	/ 🗀	~ <i>~ ~ ~ ~ ~</i>	<i>,</i>	/ TT V	ノリめいる

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

厚生年金関係 2件

高知厚生年金 事案 657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在はB社)における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和 40 年7月 21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、研修期間を経て同社C営業所に異動となり、その後継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る経歴証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 40 年 7 月 21 日にA社から同社 C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の昭和40年8月のA社C営業所に係る社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としているものの、オンライン記録によると、 申立人同様、A社から同社C営業所に異動した同僚31人の被保険者資格の喪 失日(昭和40年7月20日)及び取得日(昭和40年8月1日)が申立人の被 保険者資格の喪失日及び取得日と同日付けとなっており、社会保険事務所が これら全員の被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤って記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

高知厚生年金 事案 658

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月11日から38年2月頃まで 私は、昭和37年3月1日から38年2月頃まで、A社に勤務していたに もかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生 年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、厚生年金保険の被保険者資格の取得日とされている昭和37年3月1日から38年2月頃まで同社で勤務していたと主張しているところ、申立人が同社退職時に在籍していたとする同僚も「申立人は、私より先に退職した。」と供述していることから、申立人は、少なくとも、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である37年9月1日以降は勤務していなかったと考えられる。

また、申立人は、A社の同僚とB県の観光地へ行った時の写真を所持しており、この時期について、「写真に日付は無く、いつ頃行ったかは覚えていないが、長袖を着ているため秋であった。」と供述しているところ、前述の申立人が同社退職時に在職していたとする同僚は、「申立人は一緒だったかどうかは覚えていないが、B県の観光地へ行った記憶はある。」と供述しており、当該同僚の同社における厚生年金保険の加入期間は、昭和36年9月10日から37年9月1日であるため、37年の秋に観光地に行ったとする申立人の供述は不自然である。このことを申立人に説明したところ、申立人は、「入社してすぐに観光地に行った記憶は無く、長袖を着ていることから、37年の秋頃のものと思っていたが、同年の春であったかもしれない。」と供述している。

さらに、これらの事情を踏まえ、申立人は、「私のA社の勤務期間は記憶

違いであり、肌寒い時期に入社した記憶があることなどから考えると、前の会社を退職してしばらくたった昭和 36 年 12 月頃から厚生年金保険の被保険者資格の喪失日とされている 37 年 4 月 11 日までであったかもしれない。」と、当初の同社での勤務期間を訂正する供述をしている。

一方、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、A社及び社名変更後のC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、連絡可能であった14人について試用期間の有無を確認したところ、回答のあった7人のうち、4人の同僚は、「A社には試用期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨の供述をしており、このうちの1人は、「私は、高校卒業後に同社に入社したが、6か月から1年くらいは試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させてくれなかった。」と供述しているところ、オンライン記録を見ると、前述の4人の同僚について、それぞれが記憶する入社日から、最短で約3か月及び最長で約17か月経過した日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚からA社又はC社で短期間勤務していたとして氏名が挙がった同僚1人については、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当時、A社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、前述の回答のあった7人の同僚からは、申立人のA社における具体的な勤務時期及び保険料控除の有無に関する供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 659

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月20日から24年6月1日まで

A社に勤務していた昭和 21 年4月 20 日から 24 年6月1日までの期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)には、脱退 手当金の支給記録が確認でき、その支給金額は法定支給額と一致しており、計 算上の誤りは無い上、申立人と一緒に退職したとする同僚についても旧台帳に 支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

一方、申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和24年6月当時の脱退手当金の受給要件は、「被保険者期間6か月以上20年未満の女子が婚姻・分娩のために資格喪失したとき」となっているが、申立人の戸籍を確認したところ、婚姻は30年7月となっており、申立人も、「退職の理由は、上司から、私と同僚1人に対して、内勤から外勤(営業)へ異動するよう言われたため、当該同僚と一緒に退職した。」と供述していることを踏まえると、申立人は、当時の脱退手当金の受給要件を満たしていなかったと考えられる。

しかし、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人が一緒に退職したとする同僚についても、申立人が「私と同じ理由で退職した。当該同僚に結婚等の予定はなかった。」と供述していることから、当時の脱退手当金の受給要件を満たしていなかった可能性があるが、申立人同様、脱退手当金の支給記録が確認できるほか、受給資格を満たしていない1人についても支給記録が確認できる。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。